躍動をかたちに　進化するまち　こだいら

平成20年（2008年）
4/20
第1161号

発行：小平市
編集：健康福祉部
保険年金課
〒187−8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042（341）
1211（代表）

市報こだいら

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）特集号

◇小平市ホームページ　http://www.city.kodaira.tokyo.jp　◇電子メール　info@city.kodaira.lg.jp

4月から 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタート

４月から老人保健制度に替わり、将来にわたり持続可能で安定した医療制度とするため、高齢者世代と現役世代の負担を明確にした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まりました。

長寿医療制度の対象となる方には、一人ひとりに新しい保険証（被保険者証）をお送りしました。診療を受けるときは、病院などの窓口で、この保険証を提示してください。なお、窓口での負担割合は変わりません（まだ保険証が届いていない方は、お問い合わせください）。

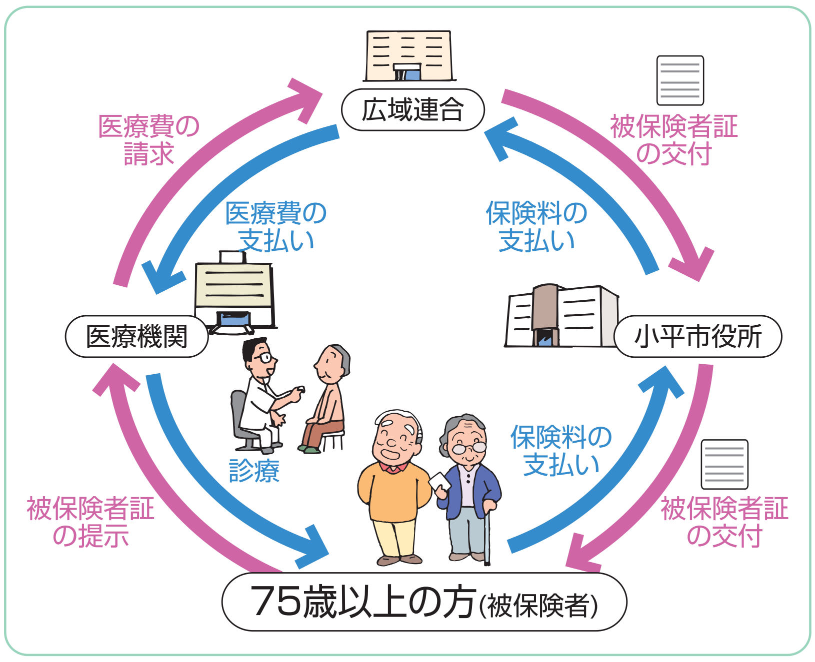

新しい保険証

後期高齢者医療被保険者証
有効期限　平成○年○月○日
被保険者番号
被保険者　住所
氏名　男・女
生年月日
資格取得年月日
発効期日
交付年月日
一部負担金の割合
保険者番号並びに保険者の名称及び印　東京都後期高齢者医療広域連合

対象となる方（被保険者）

・75歳以上の方（生活保護受給者は除く）
・65歳〜74歳で、広域連合で一定の障がいがあると認定を受けた方
※障がいの認定を受けようとする方は、後期高齢者医療係にご相談ください。（下記、問合せ参照）

対象となるとき

・75歳の誕生日から
※保険証は誕生日までにお送りします（自動的に資格を取得するため、手続きの必要はありません）。
※加入している国民健康保険または会社の健康保険などから脱退し、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移ります。

負担割合

病院などの窓口で支払う負担割合は変わりません。原則１割（現役並み所得の方は３割）負担です。

保険料の納め方

原則として、年金から天引きされます（特別徴収）。

年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれます。年金の支給（年６回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

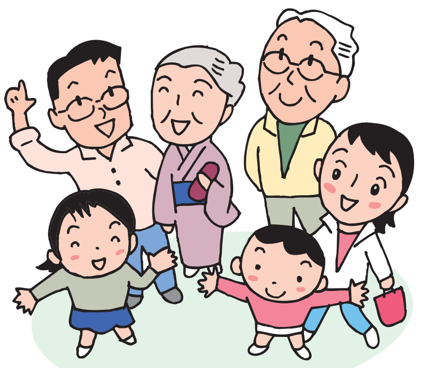

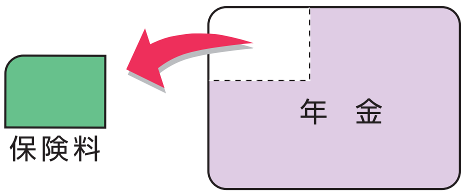

仮　徴　収			本　徴　収		
４月（１期）	６月（２期）	８月（３期）	10月（４期）	12月（５期）	２月（６期）
●前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます（平成18年中の収入で計算）			●前年の所得が確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を３回に分けて納めます		

ただし、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料との合計額が年金額の２分の１を超える方は、市から送付される納付書で納めます（普通徴収）。

小平市が独自に実施するその他の事業

健康診査（健診）の上乗せ

広域連合から委託を受けて行う健診に、市独自の検査項目を上乗せして実施します。

被保険者全員に受診券を送付します。

市内の指定医療機関で受診しましょう。

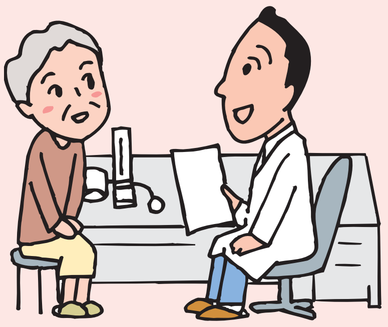

人間ドック利用費補助

指定医療機関で受診した費用を、年１回１万円助成します（事前に申請が必要です）。

保養施設利用助成

契約宿泊施設を利用した場合に、１人あたり年２泊まで、１泊２千円を助成します（事前に申請が必要です）。

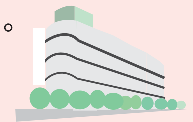

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったときに、葬儀を行った方へ葬祭費として５万円を支給します（申請が必要です）。

納入通知書などの送付

４月１日から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方で、年金から差し引かれる特別徴収の方には仮徴収開始通知書をお送りしました。その他の方へは、７月に納入通知書をお送りします。

問合せ

保険年金課　後期高齢者医療係　☎042(346)9538

《制度・概要については》

広域連合お問合せセンター　☎0570(086)519　FAX 0570(086)075

東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）　☎03(3222)4499　http://www.tokyo-ikiiki.net